

再公示：次の案件については、5月30日に公示しましたが、治安情勢悪化のため公示を取り下げました。治安回復に伴い再公示致します。なお、2. 契約予定期間等、7. 業務の内容（1）、（2）及び（3）について期間を修正しております。

番 号：180137

国 名：ニカラグア

担当部署：中南米部中米・カリブ課

件 名：地方橋梁整備に関する情報収集・確認調査（橋梁・環境社会配慮）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：橋梁・環境社会配慮
- （2）格 付：4号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2019年2月上旬から2019年4月下旬まで
- （2）業務M/M：国内 0.5M/M、現地 1.0M/M、合計 1.5M/M
- （3）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	30日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数 1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：1月9日（12時まで）
- （4）提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）をご覧ください。

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- （5）評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年

1月22日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務：	橋梁及び環境社会配慮に係る各種業務
対象国／類似地域：	ニカラグア/全途上国
語学の種類：	西語または英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国の陸上交通は貨物輸送の68%、旅客輸送の98%を占める。陸上交通は当国の運輸の根幹をなし、ニカラグア全域での経済活動の促進のためには橋梁を含む道路交通網の整備が重要である。一方、当国道路総延長は2011年時点で23,647km、舗装率は約13.2%、雨期に通行可能な道路は全体の68%に留まり、さらにニカラグアは地震、津波、火山噴火、ハリケーン等のリスクを抱えており、自然災害に対する脆弱性も有している。このように橋梁整備は、幹線道路上における橋梁の未整備や老朽化した橋の架け替えの必要性が高く、また建設時の災害対策の立ち遅れから、自然災害の影響による落橋リスクを抱える等、依然として多くの課題を抱えている。2017年に策定された「国家開発プログラム2018 - 2021」においても、「地方インフラの整備」および「アクセス可能な安全かつ持続可能なインフラの整備」は開発政策の軸として位置づけ

られている。

係る状況の下、運輸インフラ省より地方橋梁の整備について、STEPを活用した有償資金協力による支援要望が寄せられているところ、要望されている支援対象の橋梁の現状等を確認し、今後のJICAによる支援を検討する際に必要な基礎的情報を収集整理することを目的に、本調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務は、冒頭の案件名に記載したとおり地方橋梁整備に関する情報収集・確認調査（橋梁・環境社会配慮）を実施するもの。また、本業務従事者は、今後実施が見込まれる有償資金協力事業の実施方法及びSTEP円借款のスキームを十分に把握の上、同時期に雇用される他のコンサルタント団員やJICA職員等と協議・調整しつつ、ニカラグア政府より支援要望のあった6橋に対する協力優先順位を検討することを目的とし、現状確認調査のために必要な以下の業務を行う。

本業務従事者は、以下の項目について、既存情報のレビュー、関係機関へのヒアリング、および現地調査による情報収集を行い、将来の協力準備調査実施に必要な調査項目を整理する。なお、6橋の名称は以下のとおりである。

- ・ Wawa Boom橋
- ・ Wani橋
- ・ Paso Real橋
- ・ Teustepe橋
- ・ La Esperanza橋
- ・ Sapoá橋

(1) 国内準備期間（2019年2月上旬）

- ① ニカラグア橋梁セクターに関連する報告書等の既存資料・データ・情報を収集・分析の上、現地調査で収集すべき主に橋梁及び環境社会配慮関連の情報を事前に抽出する。本業務においては、事前に他のコンサルタント団員と調整し、重複等が無いようにする。また、JICAの調査団員と協議を実施して調査予定内容を確定し現地調査前に団員に共有する。
- ② ニカラグアの環境社会配慮（環境影響評価、用地取得、住民移転等）に関する以下の情報を、既存資料を通じて確認し、追加確認の要否を含め整理する。

- ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する最新の法令や基準等
- イ) JICA環境ガイドライン（2010年4月）と当国における法令とのかい離及びその解消法
- ウ) 環境社会配慮に係るニカラグア各関係機関の役割
なお、必要に応じ他のコンサルタント団員およびJICAの調査団員と協議を実施し、調査予定内容を現地調査前に団員に共有する。
- ③ 他のコンサルタント団員やJICAの調査団員とも調整のうえ、担当業務の調査対処方針（案）（和文）を作成し、JICAの承認を得る。
- ④ JICAとの打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2019年2月中旬～3月中旬）

- ① 他の調査団員と共に、JICAニカラグア事務所等との打ち合わせに参加し、報告を行う。
- ② 国内準備期間に作成した対処方針を踏まえ、担当分野に係る情報収集を行う。
具体的に想定されている内容は以下の通り。

- ア) 6橋の老朽化の状況、落橋場所の確認等の現状を調査する
 - 周辺地域の道路・橋梁整備状況
 - 周辺地域の開発計画の収集
- イ) 各橋周辺の気候や地盤状況、また雨季・乾季の違いも考慮した気象・雨量・河川データ等を収集するとともに、今後、協力準備調査等で橋梁設計のために必要となる自然条件調査項目を整理する。
- ウ) 上記イ) で収集した情報を踏まえ、落橋した橋梁（2橋）については、落橋以前の状況を確認し、降雨、ハリケーン等に対する脆弱性を勘案して、これらに対応できる橋梁形式、前後の道路を含めた線形など橋梁設計上の留意事項等を提案する。
- エ) 円借款供与にあたり、環境社会面で課題となる事項を特定するために、各橋周辺の住民の居住状況の確認および、住民数などの周辺コミュニティの状況等を含む社会経済状況等に関する情報を収集する。その際、以下の項目を含むこと。
 - 実施機関の環境社会配慮への対応能力の確認
 - 各橋周辺の土地利用及び建設に伴う用地取得、住民移転の必要性および想定される住民移転人数
 - 各橋周辺の先住民族の有無。有の場合、彼らへの潜在的な正負の影響

➤ 橋梁建設にあたり考慮すべき環境社会項目の抽出（汚染対策等）
なお、社会面を含む環境影響評価及び管理に係るニカラグアにおける法令、規制および基準については、「リオ・ブランコーシウナ間国道・橋梁整備事業準備調査レポート」第3章を参照・確認のうえ、新たな法規制について調査を実施すること。

(3) 帰国後整理期間（2019年3月下旬以降）

- ① 現地業務の結果をとりまとめる。
- ② JICA本部にて帰国報告会等に参加し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ③ 6橋の優先度および環境社会配慮のカテゴリ分類について、JICA本部と協議・検討する。
- ④ 他のコンサルタント団員とも協議し、担当業務に係る報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 現地業務結果報告書（和文2部、英文2部（要約版））
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。なお英文2部については、先方への調査結果報告に係る要約版のものとする。
- (2) 業務完了報告書（和文2部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。（見積書に計上してください。）
航空経路は、成田⇒ダラス/ヒューストン/ロサンゼルス/メキシコ⇄マナグアを標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地調査実施中一部の費用については、JICAニカラグア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

2019年2月11日～3月12日を予定しています。JICA調査団は、現地調査期間において、本業務従事者と共に現地調査を開始する予定です。（但しJICA調査団による現地調査は2週間のみ。）

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 橋梁技術総括（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 橋梁技術（JICAが別途契約するコンサルタント）
- オ) 橋梁・環境社会配慮（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAニカラグア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

現地到着後の宿泊先についてはJICAで手配可。ただし、サイトが各地に点在するため、現地調査開始後にはJICAと調整しつつご自身で手配頂く可能性もございます。

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

コンサルタントからの提案を踏まえJICAがアレンジしますが、現地派遣開始後の日程変更についてはJICAと調整しつつご自身でアレンジ頂く可能性もあります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本事業に関連する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・「ニカラグア国国家運輸計画プロジェクト」

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017751>)

・「リオ・ブランコーシウナ間国道・橋梁整備事業事前評価表」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1502070_1_s.pdf

・「リオ・ブランコーシウナ間国道・橋梁整備事業準備調査レポート」

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12266698_01.pdf

・「質の高いインフラ導入に係る情報収集・確認調査(道路・橋梁維持管理分野)ファイナル・レポート」

https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12303186_01.pdf

※第3章 環境社会配慮を参照のこと。

・「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン (2010年4月公布)」

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

② 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくはは

失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ③ 各橋の所在地について、希望する場合にはJICA中南米部中米・カリブ課（TEL：03-5226-8563、E-mail：5rtcc@jica.go.jp）にて参考資料を配布します。

（3）その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上